

「自転車安全運転指導の日」実施要領

1 自転車安全運転指導の日の指定

毎月1日、18日（日曜、祭日の場合はその翌日とする。）の2回とする。

2 指導重点

- (1) 自転車の正しい乗り方の指導
- (2) 自転車の点検整備等安全利用の指導

3 実施要領

(1) 効果的な時間、場所の選定

実施に当たっては、朝夕の通勤・通学時間帯を中心に、駅、学校、商店街等周辺の自転車通行量の多い道路における交通要点を選定して行うこと。

(2) 街頭指導の強化

各署にあつては、署情に応じおおむね3分の2に当たる警察官（1日の延働員数）を街頭に進出させ、正しい通行方法（交差点における通行方法、歩道における通行方法等）について指導を徹底すること。

なお、警察官の指導、警告にもかかわらず、これに従わない等の悪質な違反については、検挙（告知）等の措置をとるとともに、軽微な違反についても看過することなく必ず現場指導を行うこと。

(3) 街頭における自転車点検の実施

自転車安全整備士等との共同により、車両等の通行の妨害とならない場所を選定して自転車の安全点検を行い、整備不良自転車の一層を凶るとともに、TSマークのはり付けの促進に努めること。

(4) 広報活動の徹底

適切な広報媒体の選定・活用により「自転車安全運転指導の日」の実施についてすべての道路利用者に対し周知徹底を図り、併せて県民の交通安全意識の啓発とその実践にむすびつく効果的な広報に努めること。

(5) 関係機関・団体との連携の強化

各市町村交対協、交通指導員、学校関係者（保護者を含む。）及び自転車商組合等の動員を強力に働きかけて、有機的に街頭指導を実施するとともに、街頭における自転車利用者の平素の通行実態を認識させ、関係機関・団体による自主活動の促進を図ること。

4 留意事項

(1) 街頭指導に当たっては、明確な停止合図、意思表示を行うなどき然とした態度で臨むとともに、街頭活動の場は県民の警察に対する理解と信頼を高める良い機会であることに留意し、不用意な言動で一般県民に不快感を与えたりトラブル等のないように特に注意すること。

(2) 警察官をはじめ、街頭活動に参加するその他の関係者に対して、指導上の留意事項等の事前教養を徹底するとともに、特に受傷事故の絶無を期すこと。